

特 249

947

小林五郎編著

内・外政改革原案ノタメノ素材

(未定稿)



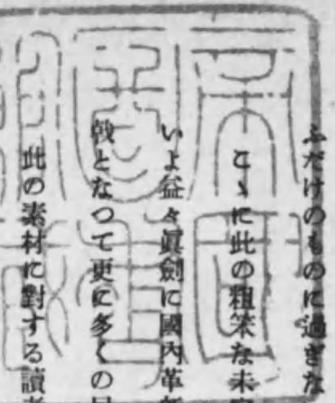
始



特 249
947

はしがき

此の「内・外政改革原案ノタメノ素材」は、學界、官界、民間等を通じての同志の間に於て假りに國民評論政治經濟懇談會なる名稱の下に數回に互つて懇談討論を試みた記録の中から、その一半を拾ひ上げて文章に纏めて見た、といふだけのものに過ぎない。従つてもとより未定稿である。



こゝに此の粗笨な未定稿を敢て印刷に附して國民評論社同人並に國民評論維持會員に頒布した所以は、今日はいよいよ益々眞剣に國內革新が考へられねばならない切端つまつた場合であることを痛感する故に、此の素材が一戦となつて更に多くの民間に隠されたる良き意見が國民の聲となつて擧がり來ることを庶幾するに外ならない。此の素材に對する讀者からの忌憚なき批判は直ちに編者の手許へ迄送達されんことを特に御願ひしておく。

昭和十四年十一月十日

國民評論社にて

小林五郎



内・外政改革原案ノタメノ素材

二

序論 内・外政の行詰りと革新の方向

- 一、政治の基本原理
- 二、經濟・産業・財政
- 三、政治機構
- 四、政治的實踐

序論 内・外政の行詰りと革新の方向

一、革新断行の要

今日は内・外政全般の行詰りの眞因を究明し、これに對して全面的根本的大革新を断行すべき秋である。そのために相剋摩擦を恐るべきではない。相剋摩擦を恐れて再建日を過せば遂には救ふべからざる國家的大悲運に遭遇するに到るであらう。

相剋摩擦を恐れずして革新を断行することは即ち相剋を超克して大調和を招來する所以である。然らば内・外政行詰りの眞因は那邊に存するのであるか。

二、如何に政治の中樞が行詰つてゐるか

明治以來、閥族政治は次第に勢を増大したる結果、専恣横暴を來して至仁至慈なる 天皇政治の御光を遮斷するに傾いた。そこで政黨の勃興となり次第に閥族政治の凋落となつた。

かくして政黨は漸次成長したが滔々たる外來思潮に影響されて國體否認の政治思想を包懐し、その政治思想の下に次第に専横をつのらせて遂に没落した。

三

無産政黨は所謂ブルジョア政黨に對抗して起つたが、これとて同じ國體否認の政治思想の下に於ける枝葉の争ひであるため、共に没落の運命をたどつたのである。

開族政治に代つて政黨政治興り、政黨政治も亦亡びた。於是、眞に正しき政治の中樞——政府が新しく出現しなければならぬにも拘らず、犬養内閣の崩壊以來今日に到るまで未だかくの如き政府を得ることが出来ない。即ち今日は過渡期に位してゐるのである。

眞に天皇政治を輔翼し奉るに足る政治擔當者が新たに出現しなければならぬ。

三、如何に議會は行詰つてゐるか

今日の議會は政黨の没落、民主々義政治思想社會主義政治思想の没落によつて、さう云ふ背景に依つて成立して來た意義を喪失してしまつた。即ち今日の議會はその構成の根據に於て時代から取り残されてしまつたのである。

議會はこれを否認すべきものに非ず。返つて政府と共に政治の中樞として最も重視されるべきものである。故にこれ亦政府に等しく眞に天皇政治を翼賛すべき日本の性格に改革されねばならぬ。即ち眞に日本人の選良の名に値するもの、國民の師表たるべき者を以て議會を構成するやうに革新されねばならぬ。

四、如何に經濟は行詰つてゐるか

我國の經濟はもとより明治以來驚くべき長大足の進歩を遂げ繁榮を持ち來したことは云ふを待たない。

しかしながらその進歩繁榮の基礎が全く私益に置かれてゐたことに對しては今日迄無反省であつた。

大財閥は自己の私益本位に開族の専横と結んで政商として成長し、政黨と結んで更に露骨なる私益追及と自由主義政治との結託を示しながらふとつて來たのである。

かくて遂にはマルクス主義の指摘する如く經濟が政治の上位に置かれ、陰に陽に私益追及の經濟が政治を左右して來たのである。

かくしてこの弊害は今日絶頂に達して現はれることとなつた。

經濟革新の方向は政治に道が立ち、その政治によつて導かれ、政治によつて左右さるゝところの經濟といふところに求められねばならぬ。換言すれば道に立ちたる計畫經濟これである。

五、如何に思想は行詰つてゐるか

明治以來潮の如く流れ入り今日もまた流れ入りつゝある外來思潮を眞に日本的なる力量を基として消化し整理し克服するところへ未だ來てゐない。

外來思想を上位に置いて無反省に受け入れる氣風と、その反對に外來思想を唯これ感情的に排撃する氣風と、それ等があるがまゝに雜然と在つて、未だ眞に渾然たるもの、新しく正しき日本の思想、日本的な世界史觀、日本的な學問といふものが打ち立てられるところへ來てゐない。

前述の兩極端に立たない者も眞に渾然たる新思想を體得せずしてよい加減な妥協的な獨り合點の域を彷徨して足れ

りとしてゐる。これが思想行詰りのあるがまゝの姿である。

この現状を革新するには云ふ迄もなく、眞に新らしく正しき日本の思想の確立が急がねばならぬ。

六、如何に百般の事物は行詰つてゐるか

右の如く國家社會の運行の根本たる政治が行詰り、物質生活の根底たる經濟が行詰り、精神生活の源泉たる思想が行詰つてゐるために、例へば全面的革新が行はれずして政治が經濟を導かうとしても現前の政府と行政官廳との力量を以てしては事が良く運ばず徒らに國民の怨嗟を買ふの結果となる。

また教育の不振、文化の低調、風俗の頹廢等百般の事物の行詰りは悉く右に擧げた政治、經濟、思想の行詰りにその根元を發せざるものがないのである。

然らば政治、經濟、思想に向つてそれぞれ大改革を加ふることによつてのみ内政全般が更生し得ることとなるのである。即ち一日も早く今日の過渡期を脱して次の新時代に入らねばならぬ。

七、如何に外政は行詰つてゐるか

政黨が興隆して、經濟が露骨に政治の上位に立つて政治を支配するに及んで、日本資本主義は歐米資本主義追隨を最上の政策とし遂に滿洲事變の警鐘を喫するに到つた。

然るに今日に到るもなほ眞に自主獨往の外交信念が——即ち支那事變を通じて日本が独自の歴史的使命を遂行しつ

ゝあるといふ自覺が頗る不足してゐるといふ不幸なる事實にぶつからざるを得ないのである。

これ即ち前述の内政全般に於ける行詰りがそのまゝ反映してゐると見なければならぬ。

かくして外政も亦過渡期に在ることを覺らねばならぬ。

今日の日本には共產主義的乃至民主主義的思想よりして意識的に全體主義即獨裁主義と解して全體主義を嫌惡する者があり、また現状維持的の事勿れよりして同様の意識を持つ者がある。

此の二つの外に大陸に於ける政策遂行上現實の困難に直面して日本的なるものへの自覺を喪失して妥協的追隨的便宜的に外政を行ふべしとする者がある。

眞に日本的なる政治原理が獨・伊に現はれたやうな全體主義とは自ら異なるものあり、彼の如き全體主義を超克したものであることは勿論であるが、そのことと共產主義的民主主義的乃至現状維持的な側からの全體主義への反感とは截然と異なる立場に立つものであることを知らねばならぬ。

即ち共產主義的民主主義的側からのそれは日本を再び滿洲事變前の如き方向へ返しつゝ再出發をしようとするものであり、現状維持的なそれは日本の歴史的使命の遂行を阻止しようとするものである。

全體主義を超克することと全體主義に反對することとは明瞭に異なる。

前述の如き内政全般と一貫せる意味合ひに於て外政も亦過渡的状態に低迷してゐるところにその行詰りがある。そこで外政革新の方向としては、内政革新と不可分の關聯に於て、眞に正しく新しき日本の自主獨往が確立されなければならぬ。

一、政治の基本原則

八

政治を改革せんとすれば、先づ今日の統一のない各人各様の考へ方に對して「纏り」を興へねばならぬ。

その「纏り」——別言すれば統制を興へることであり一體化たらしむることである——は、建國の精神に歸るところに據らねばならぬ。三種の神器に象徴され、神勅に示されたる精神、別言すれば慈しみ（仁慈・慈愛）である。皇鏡の重視。——（國民評論十一年四月號 小林健三氏）の「中朝事實の現代的意義」参照）

慈しみ（仁慈・慈愛）が政治の基本原則である。

「慈しみ」が治者（指導者）の基本精神でなければならない。

かゝる政治に浴して被治者（被指導者）は日常の勤勞を通じて奉公する。

この政治の基本原則は國內的にも國外的にも素より同一であつて、國內的には大御心が政治を通じて顯現され此所に皇國の一體化を齎らす。又、國外的には皇道宣布を通じてアジアの新秩序を齎らし、やがては世界に及ぼす。即ち八紘一字であつて帝國主義ではない。帝國主義であつてはならぬ。

皇國の一體化も、アジアの新秩序も共にデモクラシーに非ずファッショに非ず。それ等を超克したるものであらねばならぬ。

（アジア協同體の用語の可否に就ては疑問を有する。）

「慈しみ」は平面的なものであつてはならない。同列の者が、同權を主張しながら相互に愛し合ふといふ關係ではなく、高い使命觀に燃えた指導者が仁慈の心を以て指導して行く。被指導者はそれに感激して無條件にマツロヒつくといふ關係が出来た時に始めて「纏り」が出来る。眞實の統制である。デモクラシーに非ず、ファッショに非ざる眞實の一體化である。即ち日本の皇道の姿である。換言すれば 天皇の大御心の光被による臣民の奉公の姿である。日本に於て政治經濟社會、あらゆる方面に皇道が顯現して大御心が光をはなつことによつて自然アジア及世界が日本にまつらう。それが八紘一字である。

然るに今日、大御心を體して政治を御預りすべき者に此の政治の基本原則に對する自覺がなく、自然國內に纏りがなく、そのために聖戰の遂行にも多くの支障を生じ、東亞新秩序の建設に於ても大なる行儀みに遭着してゐるのである。即ち、此の政治の基本原則に對する自覺——日本の國體、日本の歴史にこそ此の基本原則が在るとの自覺が改革の大眼目である。

一つ一つ御勅語といふものは常に日本の歴史的使命に合致して居る。申すも畏きことながら、日本の皇位といふものは其の御位のありがたさによつて御勅語もかくあるのである。

二、經濟産業財政

九

今日までは私益本位の経済の建前を取つて来たが故に経済の根幹たる資源、労働力、技術が頗る無駄に濫費され又放置されてゐるといふことが国力の進展——日本の歴史的使命の遂行に必要な経済、産業、財政に取つてこの大障害をなしてゐるのである。

働き得る人を失業させておくことは國家的に不経済であるし、又働いてゐる人も無駄な働きをしてゐる場合が少なくない。

資源にしても従來の考では資金がなければ開發されない。資金は利潤——それも目先の利潤がなければ集まらない。そこで國家的に必要な資源が眠つてゐる。

此の現前の経済機構のためにどれだけ多量の労働力及び資源が無駄にされてゐるか分からない。

技術にしても日本人には頗る優秀なる天分の有ること幾多の實例に徴して明らかなるにも拘らず、それが十分育成されるやうに経済界と關聯して國家本位の方策が取られてゐないために貴重なる技術の素地が打捨てられてゐる。

即ち資源、労働力、技術三者の全能力を發揮せしめるためには経済機構の根本的改革が必要である。

経済機構改革の根本方針を列挙すれば左の如くである。

- (1) 利潤(私益)を本位とする経済より國益を本位とする経済へ轉換せしむること
- (2) 経済に於ける無政府性を克服すること、即ち國益を目的とする計畫性を確立すること
- (3) 技術、労働力、資源の無駄を排除し眞の生産力擴充を出發點とすること
- (4) 日滿支計畫經濟を立て、その資源開發、産業の興隆を「金」に頼らず、資源、労働力、技術を綜合分配してな

すべきこと

(5) 日滿支計畫經濟に於ける工業上の重點は、精密工業及び新機軸を出すべきもの等は専ら日本を主とす。即ち工業技術は絶えず日本に於て高度を保たしめ日本の側の指導によることを原則とし、滿支は原料供給地たると同時に軍事的必要に基く重工業及び特産的工業を主とす。

(6) 経営主體が國家たると私人たるとを問はず經營方針として公益の爲に産業が營まれるといふ仕組みを取ること

(7) 基礎産業は國營とすること

基礎産業を政府がやることによつて政府がポロイ儲けをしないことになるならば民間會社の高配當や高率重役賞與等も相當に押へることが出来る。

(8) 國營事業は民有國營と國有國營の兩者を併用すること

(9) 配當制限によりて株を現在の公債と同質化させること

株主の有する利益分配權を止めて配當を一定すれば株は公債と同質のものとなる。民有國營の徹底化を要するものに就ては株主の經營參與權を停止して國家が經營する。

(10) 基礎産業にしても小賣に屬するもの或ひは鐵道其他の客を扱ふ部分は民營とする。

(11) 製造工業は大切な製作技術の外に洩れることを警戒するの要あるものは國家直接に經營することとするも、一切の製造工業を擧げて國營にすることは考へものである。即ち自由競争の餘地を存してその向上發展をはかるべきである。國家は統制を加へてかゝる一般製造工業が自主的に進歩するやうに指導すること

- (12) 前述の産業機構の編成替えは最も當面重要なるものより漸次此の方向に整理し行くこと
- (13) 民法改正は最後として命令又は特別法によつてやつて行くこと
- (14) 支那資源開發、産業興隆に關し絶對に英・米の資力、ユダヤの資力に頼らざること
- (15) 金融、保險、貿易は國營とすること
- (16) 貨幣經濟は金を離脱すべきこと

現に實質上離脱して今日は管理通貨制である。

貨幣の交換價値は金何々とせず、或る品物(米)によつて公定し、一般物價は常に政府が公定すること

外國への支拂は金の外に品物を以てすること。

先づ貨幣に對する根本觀念を改める要あるべし。金が金を生むといふ考へ方及びその制度を改める。その具體的改
革方策としては現在のまゝにて漸次、金利を引下げる。即ち三分五厘より一分五厘にし、五厘に下げ遂には零とす。

即ち金(貨幣)は働くことによりてのみ此れを獲る。これにより金(貨幣)そのものを尊ぶ思想生ずべし。
かくして營利事業としての銀行業は成立せず。

銀行は日本銀行のみとなり、各地に支店を置く。

かくして預金は直ちに國家がこれを運用することとなる。

右の如くすれば公債發行の必要はなくなり、國家は必要なだけの貨幣を發行する。

事業に對する出資に就ては利益分配の建前より一割以内を配當すること。

貿易は國營とす。この場合、國內貨幣の外に對外貨幣を用ふ。

官僚制度を改革し、正しき官僚をして右の金融を司らしむ。

同時に議會をしてこれを監督せしむ。

議會は常置委員會を置くべし。

かくして大資本家に偏せずして小事業の興隆を見るを得べし。

豫算は税金に依ることなし。

物價は米を標準としてこれを公定す。

貨銀は最高最低に就て統制す。

(相續税を累進して財産を五代で取上げるといふ思想は、家を中心として考へる時、それは誤りではなからうか。それは國體に反する思想とならないであらうか。寧ろ家を正しく榮えしめ家を單位として以て忠君愛國に勵むの思想を重んずるを要すると考へられる。)

(17) 國營事業の豫算並に決算は儲けを狙ふといふことでなしに國家のため國民のためといふことを狙ふて行はねばならぬ。採算上の損失は國の豫算の部面に於て償ふべきである。

(18) 計畫經濟と官吏

將來國營を重視し行くに就て従前の官營事業に對する惡評及び現前の官吏に對する非難に就ては十分に考慮しおく必要がある。

官業は能率上がらずといふが、鐵道の如きは技術としても相當な域に達してゐる。それが先年ソビエトより我が鐵道技師を招聘した如き事實となつて現はれてゐる。又海軍の或る種の技術の如きは世界に冠たるものがある。

官營そのものが能率上がらずといふは根本的には當つてゐない。それは營利的な能率の點の問題であらうと考へられる。また地位の安定した官吏が兎角怠慢に陥るといふことから來てゐる。

行政官と産業官は別の官制としこれを區別しなければならぬ。

同時に従前の官吏の如く、只年限だけ経てば饒上りに給料、地位、位階勲等が上つて行くといふことを廢すること。

而して、國家の官吏として國家の産業に忠實に働く者即ち働き手はドンドン出世させる。即ち登傭の仕方を以て自由競争をさせて能率向上に努めさせること。

又徹底したる計畫經濟になれば企業心を萎縮せしめ従つて産業界に傑物が出ないといふが、しかし産業といふものはもともと國家人類の惠澤のために在るべきものであつて現前の自由主義經濟が著るしく國益を阻害するに及んだためこれを徹底的に矯正し匡救するために計畫經濟に移るのである。而して計畫經濟が或る飽和點に達すれば自ら又自由主義經濟の長所も再び取り上げる時機が來るであらう。たゞその計畫經濟の徹底的實現に關して現前の現狀維持派と我々との見解に大なる開きがあるのみである。

従前の民間會社といふものは儲けがどれだけ擧がるかによつて能率と成績を計るが役所といふものはそれとは別な見地から能率と成績とを見る。かくして計畫經濟になればまたこれに順應したる空氣の上から自ら産業上の傑物を育成し得る道も生ずるであらう。

計畫經濟を運行すべき官吏（特に産業官）の再教育に就ては最も留意しなければならぬ。

官吏一般の再教育に關しては別項「政治機構」に於て觸るゝところあるも、特に産業官には、わらぢ履きにて産業の實際を熟知せしむることが肝要である。現在の官制に於てもその氣になればそれは出來ないことではない。たゞ現在に其點に意を用ゐず不勉強のまゝに放置してあるのである。

(19) 計畫經濟と教育

私利私慾のみ追及することが恥かしいといふやうに制度の改革と併行して教育の根本を變へて行かねばならぬ。

(20) 計畫經濟と産業報國運動

現前の産業報國運動は勞資官民一體となりて眞に何處に向ふべきものなりやの根本の道を缺いてゐる。即ち計畫經濟を描きつゝ進むところの産業報國運動が必要である。

(21) 計畫經濟と發明の保護獎勵

發明に對しては採算を無視したる徹底的保護獎勵策が採られねばならぬ。

(22) 計畫經濟と取引所

取引所は實株賣買のみの機關とすること。

現に米穀取引所は、米穀政策の成功の結果、亂取引を見ざるに到つた。

三、政治機構

政治機構は政治の基本原理たる慈しみを體現し給ふ。天皇中心に歸一し一體化するやうに在らねばならぬ。天皇の最も側近の機構より考察し行けば、

- (1) 大臣、勅選議員其他の親任に關する諮詢機關が必要である。即ち元老制——内大臣府等の革新整備である。次に
- (2) 國務親裁の諮詢機關——即ち樞密院の革新
現在の樞密院は無用の長物であるから、政府は一度これとハッキリ衝突して見る必要がある。
その時、おそらく樞密院は在つて無きものとなるが如き現象を見るものと信ずる。
- (3) 獨立の治教機關（村井藤十郎氏提唱の皇道治教機關の如きもの）或ひは教學機關を新設すること。
天皇直屬の機關とするや？ 或ひは内閣直屬の機關とすべきや？
理想としては前者。但、憲法に牴觸する故現實的には後者を探る。
- (4) 右の機關を以て教學、思想の大本を統一する綜合機關たらしむべきこと。
- (4) 國務機關即ち内閣制度の革新

現在の各省の分れ方はバラバラであつて餘りに有機的連絡に缺けてゐる。

省の數を少くすることが肝要である。而してその分け方に於て一つの原理に基かねばならぬ。假りに人・物・力といふやうな分け方はどうであらうか。

しかしながら又、分業の有難さはよく認めねばならぬ。即ち分科的・分業的・専門的に深い研究立案も在り得るのである。又、國務大臣にして各省長官を兼ねるものと然らざるものとを置く。

同時に各省の行政を大きく纏めるために總理大臣直屬の機關が必要となる。これには學術に於て又經驗に於て各部門の練達有能の士（官吏及び民間人）を集める。即ち企畫院の如き機關の根本的改造、擴充強化である。

省の廢合は事務的便宜によればよい。省長官をおき、その上に大臣があつて決裁する。國務大臣は、省長官を兼ねるも兼ねざるも可とす。

明治初年の太政大臣制を參酌し、各大臣の任免は太政大臣（即ち總理大臣）の權限に於て行ふを得るを可とする。

(5) 行政機關の革新
特に官僚制度の大刷新を要する。

(イ) 産業官

(ロ) 教育官

(ハ) 一般行政官

右の如くわけるか、或ひは、監督官廳と現業官廳とにわけるか。そのいづれかを探る。

右各官吏を通じて文官任用令の改正、身分保證令の撤廢、恩給制度、賞勳制度、昇級制度の改正等を伴はねばならぬ。(身分保證令は最初田中内閣の時、政黨自ら行政官の大量交換の弊に因つて立案したものなることを想起すべきである。)

恩給制度は根本を保險制度に置き代へて改革して存続するがよい。

同時に官吏再教育が必要である。即ち

(イ) 皇道の自覺(業務を通じての)

(ロ) 業務の練達(特に實地研鑽、實際を知ることにより重きを置く)

(ハ) 總力國防の理解

等に對する再教育が肝要である。又、右の三つはバラバラであつてはならぬ。三つが一つであることが肝要である。

かくの如く現前の官吏再教育と同時に官吏養成の教育機關——即ち大學の改革が行はねばならぬ。

官吏任用の根本問題として、人格を學力の上に置くを要す。

同時に年齢を相當重視する要あるべし。

各官廳を通じて課長たる者の資格は原則として

(イ) 實務に五年以上経験有ること

(ロ) 年齢は三十五歳以上たること

(但、理想としては四十歳以上と考へらるゝも現實上諸般の點を考へ合はせて三十五歳を標準とせり。所謂、後進に

道をゆづるといふ言葉に就ては再検討を要すべし)

官吏は適在適所主義を徹底し従前の如くみだりに轉任せしめざるを要す。

官吏の數はこれを半減す。

下級警察官下級通信官吏其他一般下級官吏にして給料低きに失するものは一定の標準まで増額す。

下級官吏にして人格識見高く、手腕有る者は上級に昇進するの道をひらくべし。

司法警察以外の警察事務をひろく民間機關に移すべし。

(6) 情報・宣傳機關の統一

現在はバラバラである。外務省の情報は陸軍へは通ぜず、といふが如き有様である。

(7) 司法機關の革新

日本の法律執行の確立が必要である。現前は司法機關も亦著るしく非日本的となりてその權威を失墜してゐる。

(8) 統帥機關の革新

(9) 軍政機關の革新

軍事は政治に從屬すべきものである。しかしながら政治はそれ自身では後の始末は出来ないものである。そこに強力なる軍が必要となる。従つて眞の祭政一致を實現するために軍といふものは強力でなければならぬ。然るに兎もすれば強力になると軍は軍、政治は政治といふことになりがちである。

本來軍人といふものは戦に出て死ねばいゝのである。その死にかたを教へるのは政府の責任であり、政治の責任である。お前こゝで死んでくれといつて、國家の全般の大方針で御願ひすれば軍人は黙つて死ぬ。そこが軍の生命ではないか。

然るにさきの歐洲大戰前ドイツの軍部は政治を軍事に従屬せしめようとし、大戰後に於ては軍が孤立してしまつて結局國家が分裂状態に陥つた。

天皇が政治を總攬遊ばされる。そこには常時側近輔翼の名臣が在つて眞に日本のため世界平和のためを考へて政治を行ふ。軍事はかゝる政治に従屬すべきものである。

陸海空軍は一つの國防行政機關の下に各専門的に分れて在るべきものである。左様に革新されねばならぬ。

軍人の教育を革新せねばならぬ。

各軍隊に御眞影奉安殿を設けて御眞影を禮拜せしむべし。

(10) 議政機關（議會制度）の革新

先づ憲法の公選なる字義の解釋を深めてこれを單記無記名投票と解することを廢し眞に公選に値するやりかたを取ることが根本にならねばならぬ。

村會議員選舉に於て假りに定員十五人であるとすればこれを各字に割當てる。懇談會を備して字の員數割當てをき

める。

青年、中年、年寄をおしなべて集める。

その懇談會（協議會）に於て大凡そ誰が村のためになる人かはわかる。それは立看板を立て演說會で叫ぶが如き從來の候補者とは自ら違ふ。

かくして眞の公選による時は「あの人は到底頑固で出ないと思ひますが……」といふ人でも、村のためを考へるか自分のためを考へるかといふことになる、大ていの人は出てくれるのである。（近時各地方に於ける部落常會の運用と其の業績に注目すべきである。）

立看板、演說會、保證金廢止。

かくして選ばれたる村會議員が村長を選舉する。

縣會議員を選舉するには村會議員を基礎にするがよいか、村長を基礎にするがよいか、或ひは此れを混ぜてするのがよいか、いづれにせよさういふものを基礎にして縣會議員を選舉する。

その府縣會議員を基礎として國會議員を選舉する。即ち復選舉制を採る。

又、この公選の精神を押しひろめるならば右の如くにして選舉された人ばかりではなしに、小學校の校長であるとか、其の村の産業の世話をしてゐる人であるとかをも加へればよいのではないか。

これ最も民意を反映するものである。今までの町村政が不健全であるといふことは産業經濟と遊離して居るところに因由するところが多い。

都市の町會は地域的に行くか、又その外に職業的のものを以てすべきである。(職能代表制を加味する)
 隣近所の精神を以てつきあひをする。即ち向ふ三軒兩隣といふところを基礎とする。かくして町内の氣風に合はぬやうな人は出て行つて貰ふことにする。かゝるところまでやらなければ大都會の制度といふものは駄目である。

縣會、國會の議員を選ぶ場合に、村と村と競争するといふやうな弊を除く方策が講じられなければならぬ。
 一面限られたる少數によつて選ぶといふ點に政治的罪惡を伴はぬやうに此の點に就ての考慮が拂はれなければならぬであらう。

一方に又、少數者であれば監督しやすい、監督が行きとどくといふことはある。
 大選舉區制は此の理想案に背反する。しかしながら現状の政黨的地盤を一應たゞきこわす手段——今の地方制度を御破算にするといふための過渡的方便としては大選舉區制にも一應の意味は有る。

家長にのみ選舉權を與ふるといふのは極めて日本的と思はる。但、實際問題として家長選舉權といふことは、今日の四十歳から五十歳位の者(家長)にはデモクラシーの者が多い。政友會だ、民政黨だといふことになる。田舎に行くとこれ等の人よりも青年の方が國家の全局を考へてゐる。で、今日家長選舉權にすると逆戻りをするおそれがある。むしろ一軒の家で一人が選舉權を持つといふことがよくはないかといふことも云ひ得る。

地方長官といふものは元來地方の有能な者を推舉するために備けられたものである。選舉制度の改革に當つて反省さるべきことである。

(11) 議會と政府

議會は政府に對する批判機關たるべきである。

議會の不信任決議は不當である。

内閣がたはれるのはよいが、内閣をたはして自分達が代るといふ議會は不當である。

(12) 貴・衆兩院

衆議院は國民の代表とす。

貴族院は、天皇が選ばれるところの有能の士を以て構成す。

多額納税議員は廢止すべし。

華族議員は全廢せず。改正すべし。

職能代表を、天皇直屬の貴族院議員に關する詮衡機關に入れる。職能代表のみとする場合には各團體よりの選舉は利己主義に陥るおそれがある。此の點緩和方策が採られねばならぬ。

右の詮衡機關は、冒頭(1)の諮詢機關と同じものでよいのではないかと思はれる。

(13) 一國一黨の問題——政黨

一國一黨といふことは日本に於ては昔から出來てゐる。多少意見の違ふ者があつても、お國のため、天子様のためといふやうなところから一つになり得るのであるから、日本で一國一黨といふものをナチや滿洲國の協和會のやうな意味でこしらへたり、支那で今盛んに折衝してゐる意味でこしらへたりする必要はないのではないか。

但、銘々が主義を持ち還境によつて政治的意見が異なることは人間であるから已むを得ない。異なる意見は堂々と議會で主張すればよい。

いはゞ小異的な分派は生ずるであらう。しかしその分立の上に大きな調和を齎らさねばならぬ。その曉にさういふ派が出来たとして今度は盛んに推薦前の色々の運動が起りはしないかと考へられるが、それはいづれの派に屬してゐようが、あの人は眞面目な人であるといふことでその人の行動がよくわかつてゐる。自分の氣に染まない主張をして居てもあの人のいふことは眞剣だといふことで賛成出来る。結局眞面目な人を得るには困難はないと思はれる。

四、政治的實踐

- (1) 先づ國民の間に以上述べたる「内・外政の行詰りと革新の方向」に關する認識が深まり、「政治の基本原理」に對する自覺、經濟産業財政に關する革新の方策が明瞭となり、これを實現すべき「政治機構」革新の必須なる所以が會得されること、即ち革新に對する國民的自覺を湧き上らせることが緊要である。
- (2) 右の如き眞の自覺——僞裝に非ざる自覺を伴ふところの國民的政治勢力が育成され結集されねばならぬ。
- (3) 次でかゝる國民的政治勢力の據頭が動かすべからざる力を示した時に、初めて眞に自覺を有する政府が樹立されるであらうことを信ずる。

昭和十四年十一月十三日 印刷
昭和十四年十一月十七日 發行
(非賣品)

著 者 小 林 五 郎

東京市赤坂區臺町五九

發 行 者 小 林 五 郎

東京市麴町區飯田町一ノ二二

印 刷 者 兼 平 小 治

東京市芝區琴平町三七喜多ビル

發 行 所 國 民 評 論 社

399

493

終

